

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1．水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値(水濁基準値)案と水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)の関係は、次のとおり。(詳細は、資料 5 参照。)

(基準値設定剤) (単位: mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
フェンメゾジチアズ	0.1	0.00448		0.0000420		0.0045
フロリルピコキサミド	0.25	対象外		0.0000138		0.000014

使用方法から水田使用には該当しないため

(再評価対象剤) (単位: mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
クロチアニジン	0.25 (同上)	0.0140 (同上)		0.000328 (0.000224)		0.014 (同上)
			0.000443			0.00077
チアメトキサム	0.031 (0.047)	0.0132 (同上)		0.000255 (同上)		0.014 (同上)
			0.000971			0.0012

網掛け: 水濁基準値案の 10 分の 1 を超過する PEC

注: 括弧内は前回審議での値

事務局計算

2．基準値設定後の対応

フェンメゾジチアズ、フロリルピコキサミド及びクロチアニジンについては、水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認した。

チアメトキサムについては、水田 PEC_{Tier2}を算出した結果、水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることを確認した。

従って、いずれも農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象としない。

クロチアニジン及びチアメトキサムについては、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の観点から、農薬残留対策総合調査における水質モニタリング調査の対象農薬としている。

参考 1：モニタリングの状況

クロチアニジンについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査の水質モニタリング調査によれば、検出された最高濃度は 0.00115 mg/L であった。直近 5 年間（令和

2 ～ 6 年度）に実施された水道統計、公共用水域水質測定、水環境中の要調査項目等存在状況調査及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

チアメトキサムについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査の水質モニタリング調査によれば、検出された最高濃度は 0.001245 mg/L であった。直近 5 年間（令和 2 ～ 6 年度）に実施された水道統計、公共用水域水質測定、水環境中の要調査項目等存在状況調査及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

参考 2：チアメトキサム由来のクロチアニジンについて

チアメトキサムは、クロチアニジンに分解することが知られている。そこで、公共用水域に流出したチアメトキサムが全てクロチアニジンに分解された場合を仮定し、チアメトキサムの水濁 PEC_{Tier1} とクロチアニジンの水濁 PEC_{Tier1} の合算値をクロチアニジンの登録基準値と比較した。なお、チアメトキサムの水質汚濁性試験におけるクロチアニジンの検出値は定量限界未満であった。

チアメトキサムの水濁 PEC_{Tier1} は 0.014 mg/L（クロチアニジン換算値 0.012 mg/L（換算係数：0.856））、クロチアニジンの水濁 PEC_{Tier1} は 0.014 mg/L であり、その合算値（0.026 mg/L（クロチアニジン換算値））はクロチアニジンの登録基準値 0.25 mg/L を下回るが、基準値の 10 分の 1 を上回るため、水濁 PEC_{Tier2} の合算値を算出する。。

チアメトキサム及びクロチアニジンの水田 PEC_{Tier2} をそれぞれ算出したところ、チアメトキサムの水濁 PEC_{Tier2} は 0.0012 mg/L（クロチアニジン換算値 0.0010 mg/L（換算係数 0.856））、クロチアニジンの水濁 PEC_{Tier2} は 0.00077 mg/L であり、その合算値（0.0018 mg/L（クロチアニジン換算値））はクロチアニジンの登録基準値の 10 分の 1 を下回ることを確認した。

○チアメトキサムの推定分解経路

